国保中央会介護伝送ソフト Ver.10

簡易入力ソフト マニュアル



令和7年4月 国民健康保険中央会

改版履歴

版数	改定年月	該当頁	内容
1.3.1	令和6年7月	全般	ボタン「様式第七・七の二」を「様式第七」「様式第七の二」に変更した画像に 変更
		64	注意欄「また、サービス種類「43:居宅支援」と「46:予防支援」を同一事業所 で登録することはできません。」を削除
1.4.0	令和6年8月	26、27	「令和6年4月版」の年月表記を「令和6年6月版」に変更
		34、43、65、142、 167、174、180	サービス種類「53:医療施設」が令和6年3月31日に終了した注釈を追記
		65	・ヒント枠の基準費用額設定の表示期間に令和6年8月以降を追記、令和3年 8月~令和6年7月に修正 ・基準費用額の「食費」は、令和3年8月より変更されたことの注意枠を削除 ・「令和6年8月以降」の基準費用額設定画面に変更
		96	令和6年8月以降の利用者負担段階ごとの負担限度額表を追記
		208	「※次ページにつづく」の記載を削除
		259	「Ver.8からの主な変更点」のバージョン表記を「Ver.9からの主な変更点」に変更
1.5.0	令和7年3月	43	・入力のヒント注釈3の番号を4へ変更 ・入力のヒントに、注釈3「処遇改善加算Ⅴ(1)~Ⅴ(14)については、令和7年3月 31日に終了」を追記
		167	「処遇改善加算V(1)~V(14)」の記載を削除し、ヒント枠の注釈2に「また、令和7年3月以前の場合、処遇改善加算V(1)~V(14)も同様に計算
1.6.0	令和7年4月	43	特殊設定区分の吹き出しに、業務継続計画未策定減算(17:福祉貸与、67: 予防福祉貸与)を追記
		46	・タイトルに、業務継続計画未策定減算を追記 ・[支給限度額対象区分]の吹き出しに、業務継続計画未策定減算を追記 ・注釈1の番号を2へ変更し、新たに注釈1「サービス種類17、67が対象」を追記 ・[加算割合]の吹き出しに、業務継続計画未策定減算を追記
		116	「②単位」の入力のヒントに、業務継続計画未策定減算(17:福祉貸与、67:予防 福祉貸与)を追記
		117	「⑤公費単位数」の入力のヒントに、業務継続計画未策定減算(17:福祉貸与、 67:予防福祉貸与)を追記
		174	単位数計算が必要な例に、業務継続計画未策定減算(17:福祉貸与、67:予防 福祉貸与)を追記
		195、196、198、199、 201、203	様式第七の画面イメージを変更
		199	入力のヒントに「③業務継続計画未策定減算」を追加
		204、205、207、208、 209	様式第七の二の画面イメージを変更
		208	入力のヒントに「③業務継続計画未策定減算」を追加

Ⅱ.Ⅰ.デイタの作成と送信課備





・入力のヒント

訪問通所系 [明細情報画面]



	項目	入力のヒント	参照
6	D 施設所在保険者	利用者台帳の住所地特例情報の内容を表示します。 住所地特例情報が設定されていない場合は選択できません。	
	明細情報入力		
	▶ 明細情報入力	 介護マスタの単位数に割引率、基準該当サービス費比率を掛け合わせた計算結果を表示します。 ただし減算サービスコードは割引率の適用対象外です。 以下のサービスについては単位に0を入力した場合、集計情報画面へ遷移時に自動計算します。なお、自動計算した値は上限値であり、それ以下の値に変更可能です。(0以外を入力した場合は、自動計算した値により上限チェックを行います。) ・特別地域加算 ・小規模事業所加算 ・中山間地域等提供加算 ・同一建物減算 (11:訪問介護、12:訪問入浴、13:訪問看護、14:訪問リハ、62:予防訪問入浴、63:予防訪問看護、64:予防訪問リハ、71:夜間訪問介護、42:訪問型独自における事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合) ・共生型サービス(11:訪問介護、15:通所介護、78:地域通所介護) ・特定事業所加算V ・感染症災害3%加算 ・生活行為向上リハ継続減算 ・令和3年9月30日までの上乗せ分 ・過少サービス減算 ・サテライト体制未整備減算 ・業務継続計画未策定減算(17:福祉貸与、67:予防福祉貸与) 4時間以上の訪問介護サービスの場合は計算値を直接入力してください。 	P.122
		市町村特別給付については、単位数マスタ登録画面の[市町村特別給付]タブで登録した 単位数を表示します。	
		※サービス種類が「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」の場合、「単位数」と表示されます。	
	>>/カペー さにつうく		

※次ページにつつく

項日				λ カのヒント	参昭
3		日数・回数		提供したサービスの日数または回数を入力します。介護給付費単位数表標準マスタを取 込み済で、制限回数がある場合は、欄外に介護マスタの制限回数を表示します。 市町村特別給付については[単位]×[日数・回数]を、単位数マスタ登録画面の[市町村 特別給付]タブで登録した限度単位数を超えないようチェックを行います。	P.122
4		公費	日数・回数	公費受給者の場合、その公費を適用する日数・回数を入力します。	
\$	1	公費日数・回数 公費単位数		公費受給者の場合、その公費を適用する単位数を入力します。 福祉用具貸与の場合は「≪入力のヒント[訪問通所系の入力例]≫」を参照してくださ い。 以下のサービスについては計算値を直接入力してください。 ・特別地域加算 ・小規模事業所加算 ・中山間地域等提供加算 ・同一建物減算 (11:訪問介護、12:訪問入浴、13:訪問看護、14:訪問リハ、 62:予防訪問入浴、63:予防訪問看護、64:予防訪問リハ、 71:夜間訪問介護、A2:訪問型独自における事業所と同一建物の利用者 またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合) ・共生型サービス(11:訪問介護、15:通所介護、78:地域通所介護) ・特定事業所加算 ・感染症災害3%加算 ・生活行為向上リハ継続減算 ・移行計画未提出減算 ・令和3年9月30日までの上乗せ分 ・過少サービス減算 ・サテライト体制未整備減算	
		摘要			P.176
6			所要時間	身体介護4時間以上の場合、分単位の所要時間を入力します。 (例:4時間20分の場合、260を入力)	
Ø			その他(日付等)	サービスコードによって日付等の入力が必要な場合があります。 詳細は「摘要欄入力事項」(P.176)を参照してください。	P.176
8			単位数単価	サテライト事業所からサービス提供している時は「ST」を選択してください。	
9			割引率	割引後の率ではなく割引く率を入力してください。 (例:5%割引の場合、5を入力)	
0			福祉用具コード	公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコードまたは福祉用具届出コードのいずれかを入力します。いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード (6桁)(半角英数字)を入力します。その際に企業コードと商品コードの間は「-」 (半角)でつなぎます。 詳細は「摘要欄入力事項」(P.177)を参照してください。	P.177

1. (7)入力事項

= 単位数計算が必要な例 =	= = ※《》は、囲まれた部分の計算結果を四捨五入することを示す
4時間以上の訪問介護を算定する場合	3時間半以上4時間未満の単位数に30分を越えるごとに84単位を加算します。
	以下の場合はそれぞれの加減算を行います。 ・生活援助を行った場合 20分以上45分未満 + 67単位 45分以上70分未満 + 134単位 70分以上 + 201単位 ・介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% ・2人の介護員等の場合 × 200% ・液間早朝の場合 + 25% ・深夜の場合 + 50%
特別地域加算を算定する場合(※1)	《 特別地域加算対象単位数の合計 × 15% 》 「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」は、《 特別地域加算対象単位数の合計 × 100% 》
小規模事業所加算を算定する場合 (※1)	《 小規模事業所加算対象単位数の合計 × 10% 》 「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」は、《 小規模事業所加算対象単位数の合計 × 2/3 》
中山間地域等提供加算を算定する場合 (※1)	《中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 5% 》 「17・資源協力」「87・予約短速協力」は、 《中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 1/2 》
(*1) 同一建物減算を算定する場合(*1) (11:訪問介護、12:訪問入浴、 13:訪問看護、14:訪問リハ、 62:予防訪問入浴、 63:予防訪問看護、 64:予防訪問看護、	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 《 同一建物減算対象単位数の合計 × -10% 》
71: 夜間訪問分離、 42:訪問型独自における事業所と 同一建物の利用者またはこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービ スを行う場合)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 《 同一建物減算対象単位数の合計 × -15% 》 ※「A2:訪問型独自」は対象外
共生型サービスを算定する場合 (11:訪問介護、15:通所介護、 21:短期生活、24:予防短期生活、 78:地域通所介護)(※1)	《 共生型サービス対象単位数の合計 × -[減算割合](※2)》
特定事業所加算Vを算定する場合 (※1) 〈11:訪問介護〉	《 特定事業所加算 V 対象単位数の合計 × 3% 》
感染症災害3%加算を算定する場合 (15:通所介護、18:通所リハ、 72:認知症型通所、 74:予防認知通所、 78:地域通所介護)(※1)	《 感染症災害3%加算対象単位数の合計 × 3% 》
生活行為向上リハ維続減算を算定する場 合(※1) (16:通所リハ、66:予防通所リハ)	《 生活行為向上リハ維続減算対象単位数の合計 × -15% 》
移行計画未提出減算を算定する場合 (※1)	《 移行計画未提出減算対象単位数の合計 × -10% 》
(53:医療施設(※4))	
令和3年9月30日までの上乗せ分を算 定する場合(※1)(※3)	《 本体報酬を含むサービスコードの単位数の合計 × 0.1% 》 ※第四の結果 1単位主港となる場合は広期方に下を把けたます
特定施設の外部サービス利用型におい て、1時間80分以上の訪問介護を算定する	※真正の加速率、「半辺本通となる場合は小奴息以下で切り上ります。 1時間80分未満の単位数に15分を超えるごとに36単位を加算します。
場合 過少サービス減算を算定する場合(73: 小規模多機能、75:予防多機能型、77: 複合型看小)(※1)	《 過少サービス減算対象単位数の合計 × -30% 》
サテライト体制未整備減算を算定する場 合(77:複合型看小)(※1)	《 サテライト体制未整備減算対象単位数の合計 × -3% 》
業務継続計画未策定減算を算定する場合 (17:福祉貸与、76:予防福祉貸与)	《 業務継続計画未策定減算対象単位数の合計 × -1% 》

(※1)明細情報画面にて当該加算のサービス単位数に0を入力し、「集計情報へ進む」ボタンをクリックすることで、自動計算された サービス単位数が設定されます。(ただし、「17:福祉貸与」「67:予防福祉貸与」を除く。)なお、自動計算された値は上限値 であり、それ以下の値に変更可能です。(0以外を入力した場合は、自動計算した値により上限チェックを行います。)

(※2) [減算割合]の詳細はP.175を参照してください。

(※3) 令和3年9月30日までの上乗せ分の対象となるサービス種類は、「== 令和3年9月30日までの上乗せ分 ==」(P.47) を参照してください。

(※4) 令和6年3月31日に終了。



請求明細書





・入力のヒント

■ 様式第七

🔇 簡易入力ソフト 9900100002:居宅支援事業所 様式第七		- 🗆 🗙
ヘルプ(H)		事業所台帳を参照 利用者台帳を参照 単位数マスタ登録を参照
様式第七 開じる	新規作成 削除 参照	
作成情報	作成対象一覧	作成結果一覧
提供年月 5:令和 > 07 > 年 04 > 月 リセット		作成対象人数: 0/1名
事業所条件	氏名 被保険者番号	証記載 要介護度区分 介護支援 利用者の契約日 ▲
	1 ① 介護 次郎 2222222222	102020 要介護1~2 令和08年04月01日
2) 同時者虐待防止措置木実施減昇 滅算なし ▼		
3 未労継続計画本東定/成具 成具なし ▼		
7 特定事業所医療介護連携加算		
事業所条件設定		
利用者条件		
8 同一建物滅算		
9 運営基準減算		
(1) ターミナルケア加算		
● ① 退院・退所加算 ①		
●加算I1 ●加算I2 ●加算I1 ●加算I2 ●加算Ⅲ		tertertertertertertertertertertertertert
利用者条件設定		8千40083.3C TF/X

項目			入力のヒント	参照
事業所条件				
1		居宅介護支援費	提供年月の利用者数の状況を確認して正しい内容を選択してください。 設定内容については「様式第七の入力のヒント」(P.201)を参照してください。	P.201
0		高齡者虐待防止措置未実施減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。 令和6年4月以降から設定できます。	
3		業務継続計画未策定減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。 令和7年4月以降から設定できます。	
4		特別地域加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 特別地域加算の有無に応じて選択してください。	
\$		小規模事業所加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 小規模事業所加算の有無に応じて選択してください。	
6		特定事業所加算 ※令和3年3月までは項目名 特定事業所加算ⅠⅡⅢ	事業所台帳の内容(特定事業所)が初期表示されます。 事業所台帳の設定と異なる場合、必要に応じて「加算なし」「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」 「加算Ⅲ」「加算A」から選択してください。	
Ø		特定事業所医療介護連携加算 ※令和3年3月までは項目名 特定事業所加算Ⅳ	加算対象となる場合には「加算あり」を選択してください。 [特定事業所加算]が「加算なし」の場合は選択できません。 平成31年4月以降から設定できます。	P.201

※次ページにつづく



?ヒント!

居宅介護支援費の基本単位の取扱について

	取扱件数(※1)	備考
居宅支援 I i	45名未満	
居宅支援 I ii	45以上60未満の利用者について算定	
居宅支援 I ⅲ	60以上の利用者について算定	取扱件数に応じ て、契約日が古
居宅支援Ⅱ i (※2)	50名未満	いものから順に
居宅支援Ⅱ ii(※2)	50以上60未満の利用者について算定	
居宅支援Ⅱⅲ(※2)	60以上の利用者について算定	

※1 ケアマネの取扱件数 (利用者数 + 指定介護予防支援に係る利用者数 X 1/3)÷ 常勤ケアマネ人数

※2 ケアプランデータ連携システムの活用または事務職員の配置を行っている場合に算定。

※『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る 部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3 月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第三 居宅介護支援費に関する事項 7 基本単位の取扱いにつ いて』を参照

・様式第七の印刷

※ [作成結果一覧] タブが表示されるまでの手順は、「様式第七の新規作成」
 (P. 195) あるいは「様式第七の参照」
 (P. 198) を参照してください。









-207 -

・入力のヒント

■ 様式第七の二

3) 簡易入力ソフト 9902000000:様式第七の二	様式第七の二							_	×
	ヘルプ(出)					事業所台	帳を参照 利用者	皆台帳を参照	単位数マスタ登録な	を参照
	様式第七の二	(中) 閉じる	新規作成	》 削除	参照	L L		新印刷	? マニュアル	
E	作成情報			作成対象一覧			作	成結果一覧	I	
	提供年月 5:令和 ~ 07 ~ 年 04 ~ 月	リセット						作成対象人	、数: 0/2	2 名
		_		氏名	被保険者番号	証記載 保険者	要介護度区分	介護支援 専門員	利用者の契約日	^
	「高齢老者往防止措置主定擁護管」が同文後日		1 🗆 七の二	介護	0011223344	102020			令和07年04月01日	
3			2 🗆 七の二	太郎	6677889900	102020			令和07年04月01日	
4	特別地域加算									
5	小規模事業所加算									
Ū	事業所条	件設定								
	利用老冬件									
6	初回加算	-								
Ť	中山間地域等提供	-								
8	小規模多機能型連携	-								
9	委託連携加算	*								
	利用者条	件設定								
								专新的中国内		
								百千年四百支人	E TF <i>h</i> χ	

			入力のヒント	参照
	事業所条件			
1	介記	護予防支援費	事業所・施設区分を確認して正しい内容を選択してください。	
0	高調	齢者虐待防止措置未実施減	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
3	業利	務継続計画未策定減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。 令和7年4月以降から設定できます。	
4	特別	別地域加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 特別地域加算の有無に応じて選択してください。	
\$	小丸	規模事業所加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 小規模事業所加算の有無に応じて選択してください。	
	利用者条件		地域包括支援センターの場合は、初回加算、小規模多機能型連携のみ設定しま す。	
6	初回	回加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
Ø	中山	山間地域等提供	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
8	小丸	規模多機能型連携	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降は設定できません。	
9	委書	託連携加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降から設定できます。	

